

五木村地域おこし協力隊募集要項

五木村は、熊本県南部の九州中央山地に位置する人口約 1,000 人の熊本県で最も小さな村で、2040 年の人口は約 500 人まで減少するという推計も出ております。

このため、村では少しでも人口減少を緩やかにし、集落機能の維持と活力ある村づくりの実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、最大の課題は人材の不足であります。村では、平成 27 年度から、地域おこし協力隊制度を活用して、地域を盛りあげながら将来の村を担う人材の確保に努めており、現在、2名の隊員にご活躍をいただいております。

今回は、新たに次の活動に従事いただく方を募集します。

将来にわたりその分野で核となり、活躍いただける意欲のある方の応募をお待ちしております。

1. 活動内容、募集人員等

(1)夏秋イチゴでの新規就農を目指す活動

募集背景	五木村は山間農業地域であり、高齢化等による労働力不足や生産性が低い等の理由により、荒廃農地が発生しやすくなっています。また、集落を担ってきた世代が高齢化し、離村が進み、集落機能の維持も困難となってきています。 このような中、集落の機能維持、活性化を図るためには、高収益作物の導入及び安定生産による地域の稼ぐ力と農業の担い手が必要です。 そこで本村では、山間地域特有の冷涼な気候を生かし全国でも生産量が非常に少ない「夏秋イチゴ」生産の団地化を進め、担い手の確保と収益力ある農業を目指しています。 現在、村内には長年生産を継続している夏秋イチゴの生産農家 1 軒が栽培(22a)しており、経営継承や協業による規模拡大を検討しています。 夏秋イチゴは全国的に希少性が高く、既に大手菓子店など販路があります。 本村では子別峠地区にハウスを整備して、新規就農者が技術取得しながら、農業経営できるような環境整備を計画しています。 今回、農業に興味関心があり、将来的に夏秋イチゴで自立を目指す方を募集します。 活動を通して、栽培技術や経営ノウハウなどを習得いただき、期間終了後は夏秋イチゴ農家として自立し定住されることを目指しています。
活動内容	1. 就農を目指し夏秋イチゴ栽培に関する技術の習得 ・夏秋イチゴ農家の指導のもと、営農実践による農業技術の習得 ・販路確保などのサポートを含む農業経営の基礎知識の習得 ・3年間の任期終了後は夏秋イチゴでの就農を目指す。
募集人員	2名程度

募集対象	概ね20歳以上の方。(性別は問いません) ※その他の要件については「3. 募集対象(共通事項)」を参照ください。
勤務地	五木村役場(産業振興課)及び夏秋イチゴ生産農家

2. 任用期間

雇用決定日より1年(1年ごとの再度の任用により最大3年)

※任用開始日からの着任が困難な場合は、応募用紙に着任可能日を記載してください。

3. 募集対象

(1)申込み時点で、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等(過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3))に居住し、採用後に住民票を五木村に異動し移住できる方。

(2)夏秋イチゴで新規就農を目指し、農業研修を行う方

(3)普通自動車運転免許を保有し、実際に運転できる方。

(4)不規則(土日及び祝日)な活動に対応できる方。

(5)パソコン(Word、Excel など)の一般的な操作ができる方。

(6)心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションを築きながら、村の活性化に意欲と情熱をもって取り組むことができる方。

※1)三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を言う。

※2)都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」(条件不利地域)に該当しない市町村を言う。

※3)過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村を言う。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

4. 雇用形態

五木村のパートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員)として採用します。

5. 任用期間等

(1)活動実績により、1年ごとに再度の任用を行います。(任用期間は最大3年。)

(2)地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

5. 報酬

月額213,677円及び期末手当を支給します。

◎活動期間中の村内の住宅費及び光熱水費(1/2 負担)は、別途活動補助金として支給します。

6. 勤務時間等

勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までを基本とします。

土日祝日に勤務する場合があるため、振替休日を設けます。

7. 待遇及び福利厚生等

- (1)社会保険、雇用保険に加入します。
- (2)非常勤職員公務災害補償保険等に加入します。
- (3)任期中の村内の住宅費及び光熱水費については、活動補助金の対象とします。
- (4)活動用の公用車を使用できます。(通勤にも使用可。活動以外の私用では使用できません。)
- (5)活動に必要なパソコン等の機器については村が貸与します。
- (6)活動に必要な資格取得及び講習会に係る経費については、活動補助金の対象とします。
- (7)インターネット、ケーブルテレビ利用料、NHK受信料は個人負担とします。
- (8)その他、任用や活動補助金については、お問い合わせください。

8. 応募手続き

(1)応募期間

令和7年12月1日(月)から令和8年2月27日(金)まで(必着)

※応募期間中、多数の応募があった場合、期間途中で募集を終了する場合があります。

(2)提出書類

- ①応募用紙(村HPでダウンロードしていただくか、役場までお問合せください。)
- ②住民票
- ③運転免許証の写し
- ④その他自己PR資料等 ※任意

上記書類を五木村役場ダム対策課地域振興係まで、郵送もしくは持参してください。

なお、応募用紙等はお返ししません。

(3)応募先

〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲 2672-7

五木村役場ダム対策課地域振興係

9. 選考方法

(1)第 1 次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

注)応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2)第 2 次選考

①第 1 次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。

※面接のために要する交通費等は自己負担となります。

※面接会場は、五木村役場を予定していますが、変更となる場合があります。

②選考結果(最終)は、第 2 次選考受験者全員に文書で通知します。

10. その他

不明な点や業務内容等に関する詳細は、お問い合わせください。

●地域おこし協力隊に関すること(窓口)について

ダム対策課 担当:出口

TEL:0966-37-2212

E-mail:t-deguchi@vill.itsuki.lg.jp